

1. 調査件名 平成 28 年度 小山町新産業集積エリア造成事業地歴調査業務

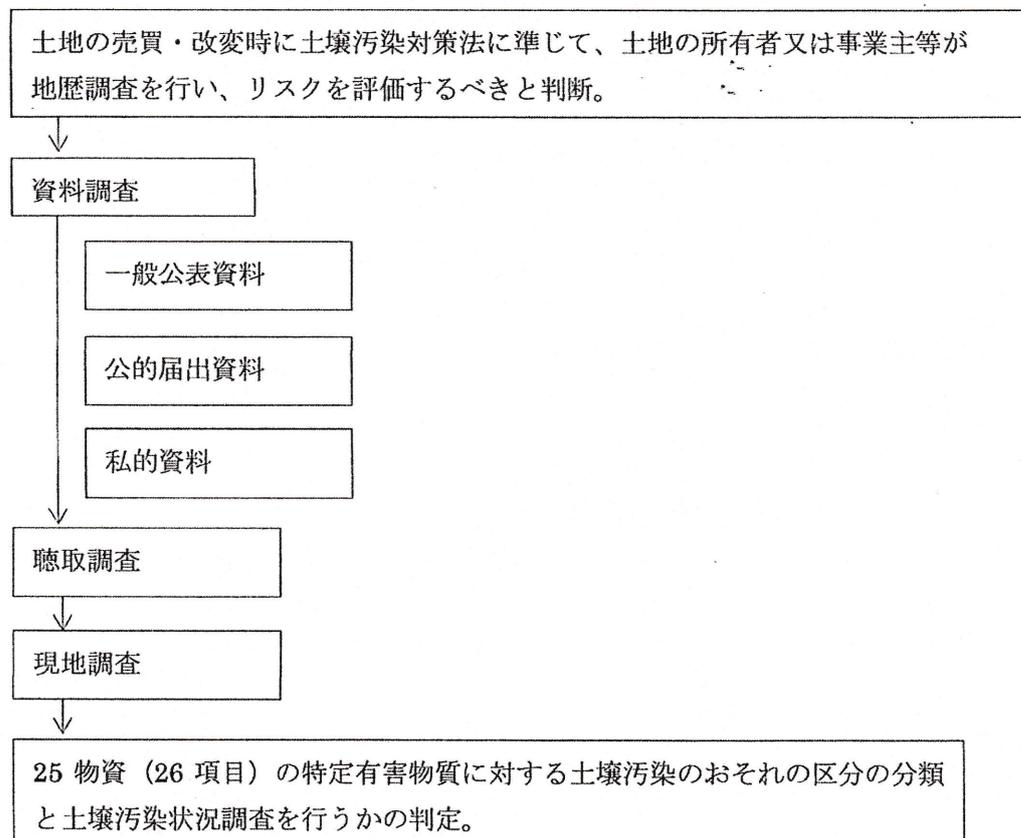
2. 調査目的

本調査は、小山町湯船原地区に整備を計画している新産業集積エリアの造成予定地について、“土壤汚染対策法”（以下法という。）の主旨を踏まえ、情報を入手・把握し、土壤汚染のおそれの区分の分類と土壤汚染状況調査の実施を判断した。

3. 調査期間

平成 29 年 2 月 15 日（水）～平成 29 年 3 月 31 日（金）

4. 地歴調査のながれ



5. 調査対象

静岡県駿東郡小山町上野 1455-1 を含む 13 筆である。

事業区域位置図を図 5-1 に示す。

事業区域を図 5-2 に示す。

調査対象地区を図 5-3 に示す。

調査対象地の事業者名と地番を表 5-1 に示す。

2008年 (平成20年) 2011年 (平成23年) 2014年 (平成26年)	・対象地内では、 資材置き場西隣の造成地⑤に在った資機材が撤去されているなど、使用状況の変化は認められる。	2008年、 2011年、 2014年・ 調査対象地空中 写真 (小山町)
2017年 (平成29年)	・対象地内において、対象地⑥において、伐採があったことが伺える。 ・周辺地域では、 のビニルハウス設備工事、 の建設工事の様子が伺える。	2017年・ 調査対象地空中 写真 (小山町)

8.3 小山町史により得られた情報を示す。

湯船原は、標高430mほどのゆるやかな南斜面が広がり、そこに70～80町歩の桑畑が開かれていた。ここはおもに湯船、藤曲、南藤曲、菅沼などの100軒ほどの農家が耕作に通ってきていた。湯船原はかつて入会地であったが、のちに区分けされ、前掲のむらに大きく分割され、さらに一区画ずつ分割された。その後(昭和40年代)この湯船原に耕作に行く家は少なくなり、養蚕が行われなくなると、この湯船原に耕作に通う人はなくなった。湯船原はすっかりクロ木(針葉樹を指すが、植林されたヒノキ、スギをいう)の山になってしまった。山にあまり人が行かなくなってから、湯船原の砂・火山灰土をブロック業者が買いに来るようになった。

昭和20年代の後半、湯船原ではクヌギの苗木の生産をおこなった。昭和27年に湯船原の畑、約80ヘクタールが農林省より払い下げられ、所有権移転登記が行われた。その結果各戸7から8反の畑が配分されたが、ここに桑畑とクヌギの造林が行われた。

昭和38年(1963)11月からほぼ1年をかけて、東京電力により東富士変電所の1号変電器設備が完成した。完成時の設備容量は20万キロワットで、静岡県東部地域全体の一般家庭及び工業用電力の約5分の3を賄える能力であった。

8.4 地質調査により得られた地形・地質の情報を示す。(「参考資料4」参照)

地形・地質の概要

今回の調査対象地は富士山の東の麓に広がる緩傾斜地帯にあり、標高は約450m程度に位置している。中央部付近には須川の支川によって解析された沢部があり、地形は高低差も

ある。この付近に降った雨は地下浸透をしながら須川を經由して酒匂川水系に流出している。

この地域の地質は古来よりの富士山噴火の歴史に由来しており、表土は黒ボク混じりのスコリア層又は局所的にスコリア混じりの黒ボク層である。その下位にシルト混じりスコリア、軽石質スコリア、砂質ローム混じりスコリアが堆積している。さらに下層には古い時代の噴火に由来する埋没黒ボク層が存在し、シルト、軽石あるいは火山砂を交えた各種のスコリア層が下層に堆積している。

8.5 水理調査により得られた情報を示す。

水理・水質の概要（「参考資料5」参照）

「平成26年度 湯船原地区水源調査及び揚水試験等業務委託 報告書」（平成27年11月、小山町 [REDACTED]）によると、東電東富士線No.3付近の水源井の滞水層はDg層（洪積砂礫層、標高300m以下の深層水）であるが、その水質はpH=7.5~8.0、EC=20~25mS/m、Ⅲ型（Na+K/Cl非常に多い）に分類されている。Dg層の勾配は東に向かって下り約2.4%。したがって、地下水の流向は西（富士山）から東（駿河湾）に向かっている。

飲用水としての水質は鉄及びマンガンが少し高いので、除鉄・除マンガン処理が必要であるが、法定有害物質は基準値を十分に適合している。

8.6 要措置区域等のホームページ公開情報より得られた情報を示す。[添付資料3 静岡県区域指定の状況（平成29年2月14日現在）]

近隣の地域に自然由来土壌汚染の事例は確認されない。

8.2 地歴調査において入手すべき公的届出資料とその分類を表8-2に示す。水質汚濁防止法及び下水道法の特定施設の一覧を参考資料1に示す。

対象地においては、水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出は確認されなかった。

8.3 地歴調査において入手した私的届出資料により得られた情報は事業所毎に示す。

9. 聴取調査

現地で、有害物質の取り扱いや事業場の履歴に詳しい人を中心に聴取調査を行うべきであるが、本調査は自主調査であることから、聴取を受ける事業者の状況を考慮して、事業者の本社、営業所等での聴き取りも可とした。また、時間的制約から私的資料の入手と聴取調査を同時に行うこととした。なお、聴取調査の事業所への面会予約は小山町が行った。聴取調査は地歴チェックリスト様式A-2に記入し提出する。聴取調査の野帳は事業所毎に示す。

10. 現地調査

実際に現地を踏査して、事前に入手した情報とつぎ合わせ、周辺を含めた土地利用・地形を目視確認した。地歴チェックリスト様式 A-3 に記入し提出する。また、写真による記録、現地確認野帳は事業所毎に示す。

11. 判定

25 物資 (26 項目) の特定有害物質に対する土壤汚染のおそれの区分の分類と土壤汚染状況調査を行うかの判定を行う。地歴チェックリスト様式 A-0、B に記載し提出する。

対象地域は、土壤汚染のおそれが懸念される事業所や施設は認められない。

対象地の土地利用状況として、1947 年以前は山林原野であり、いわば未利用地であった。その後の土地利用は、法による汚染のおそれの区分に当てはめると、「土壤汚染が存在するおそれがない土地」に該当する利用といえる。

以上より、対象地の土地利用履歴等からは、対象地は土壤汚染が存在する恐れがないと認められる土地と考えられる。

12. 調査機関

株式会社

静岡県富

電話:0545-33-4115

ホームページ: <http://www.ecoup-kankyo.co.jp>

土壤汚染指定調査機関登録 環 2007-3-16 号

環境計量証明事業所 静岡県登録 第 310-6 号

業務代理人: [REDACTED] (資格: 技術士・環境部門)

主任技術者・現場代理人: [REDACTED] (資格: 土壤汚染調査・技術管理者)